

評議員会運営規程

2015年7月7日改定

(目的)

第1条 この規程は、定款第24条の規定に基づき、公益財団法人中部圏社会経済研究所（以下「本財団」という。）の評議員会の議事の方法に関する事項について定め、それによって評議員会の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(構成および出席)

第2条 評議員会は、すべての評議員をもって構成し、法令に規定する事項および定款で定めた事項につき決議する。

- 2 理事、監事は、評議員会に出席し、意見を述べることができる。
- 3 本財団の職員は、理事、監事を補助するため、議長の許可を受けて評議員会に出席することができる。
- 4 評議員会は、必要に応じ、前各項以外の者の出席を求め、その意見または説明を求めることができる。

(評議員会の種類)

第3条 評議員会は、定時評議員会および臨時評議員会の2種類とする。

- 2 定時評議員会は、年1回毎事業年度終了後3カ月以内に開催する。
- 3 臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも開催することができる。

(招集の手続)

第4条 評議員会は、評議員が裁判所の許可を得て招集する場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。ただし、代表理事が欠けたときまたは代表理事に事故あるときは、業務執行理事が招集する。

- 2 評議員会の招集通知は、代表理事が評議員会の開催日の1週間前までに、各評議員に対して、書面で発しなければならない。
- 3 前項の招集通知には、会議の日時、場所および会議の目的事項を記載しなければならない。
- 4 代表理事は、評議員から評議員会の目的事項および召集の理由を示して評議員会の招集の請求を受けたときは、遅滞なく評議員会を招集する。
- 5 前2項の規定に関わらず、評議員会は、評議員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第5条 評議員会の議長は、評議員会議長がこれに当たる。

- 2 前項の規定に関わらず、評議員会議長が欠席した場合は、その評議員会の議長は評議員会副議長がこれに当たる。
- 3 前二項に関わらず、評議員会議長および評議員会副議長が欠席した場合は、出席評議員の互選により議長を決める。

(評議員会の運営)

第6条 評議員会は、評議員数の過半数の出席がなければ、開催することができない。

- 2 議長は、評議員会の開会に際し、出席者数を確認しなければならない。
- 3 議長は、評議員会の秩序を維持し、議事を整理する。

(評議員会の決議事項)

第7条 評議員会は、次の事項を決議する。

- (1) 評議員の選任および解任
- (2) 理事および監事（以下「役員」という）の選任または解任
- (3) 役員の報酬等の支給基準および額
- (4) 各事業年度の貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）および財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分または除外の承認
- (8) 長期借入ならびに重要な財産の処分および譲受け
- (9) 合併、事業の全部もしくは一部の譲渡または公益目的事業の全部の廃止
- (10) その他評議員会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

(決議)

第8条 評議員会の決議は、決議に加わることのできる評議員数の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

- 2 前項の場合においては、議長は評議員として議決に加わることはできない。
- 3 第1項の規定に関わらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) 基本財産の処分または除外の承認
 - (4) その他法令で定められた事項
- 4 理事または監事を選任する議案の決議に際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事または監事の候補者の合計数が定款第25条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 5 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき決議に加わることができる評議員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。
- 6 理事が評議員全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員

の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(評議員会への報告事項)

第9条 理事は、一般社団法人ならびに一般財団法人に関する法律および定款に定める事項について、評議員会へ報告するものとする。

2 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査するものとし、この場合において、法令もしくは定款に違反し、または著しく不当な事項があると認めるときは、その調査結果を評議員会に報告するものとする。

(理事等の説明義務)

第10条 理事および監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められたときには、その事項について必要な説明をしなければならない。ただし、その事項が評議員会の目的である事項に関しないものである場合またはその他正当な理由があるものとして法令で定める場合は、その限りではない。

(議事録)

第11条 評議員会の議事については、議事録は書面をもって作成し、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載して、議長および会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2人が記名押印をしなければならない。

2 前項の議事録は、10年間本財団の事務所に備え置かなければならない。

(議事録の配布)

第12条 議長は、評議員会の議事の経過の要領およびその結果を記載した議事録により、欠席した評議員に対し報告するものとする。

(事務局)

第13条 評議員会の事務局には、総務部長が当たる。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行う。

(細則)

第15条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。

附 則 (2012年5月1日)

この規程は、公益財団法人中部圏社会経済研究所の設立の登記の日から施行する。

附 則（２０１３年５月１日）
この規程は、２０１３年５月１日より施行する。

附 則（２０１３年１１月１日）
この規程は、２０１３年１１月１日より施行する。

附 則（２０１５年７月７日）
この規程は、２０１５年７月７日より施行する。